

## 作業環境測定のご案内

労働安全衛生法第65条により、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場等においては、粉じん・特定化学物質・有機溶剤は6ヶ月以内に1回、鉛は12ヶ月以内に1回の定期的な測定を実施し、その結果を所定年数保存しなければならないとされています。

つきましては、規定に該当するも過去に測定を実施したことがない事業所様、または定期的を実施しているがサービスへの不満や料金の見直しを検討している事業所様、あるいは自社測定を実施しているが数年に一度は第三者測定機関へ依頼を検討している事業所様におかれましては、所定の欄に記載いただき、FAXにて(一社)筑西労働基準協会事務局までご送付お願い致します。

当労働基準協会は、(一財)全日本労働福祉協会茨城県支部と提携して、定期健康診断・特殊健康診断を進めておりますが、同時に同支部が作業環境測定機関として茨城労働局に登録して業務を行っているため、今般、会員の皆様へ呼び掛けを行うこととなりました。

環境測定結果と健診結果をリンクして、対応策を考えるというメリットもございますので、よろしくお願い致します。最後に、既に労働福祉協会にて実施している事業所様におかれましてはご連絡が重複する旨ご容赦願います。

表1、作業環境測定士による測定が義務付けられている作業及び化学物質

粉じん	ブラスト、グラインダー、粉砕、袋詰め、混合、型バラシ、混練、金属の溶射 等 (研磨材、鉱物、セメント、炭素原料、ガラス、レンガ、鋳物砂 等)
特定化学物質	(エチレンオキシド、塩素、カドミウム、クロム、シアン、MOCA、TDI、ニッケル フッ化水素、ホルムアルデヒド、マンガン、コバルト、特別有機溶剤 等)
有機溶剤	混合・攪拌、印刷、面加工、接着剤の塗布・接着、洗浄、塗装、乾燥、試験研究 等 (アセトン、IPA、エーテル、キシレン、酢酸エチル、トルエン、n-ヘキサン 等)
鉛	溶融、鋳造、粉砕、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立 等 (鉛、鉛合金、鉛化合物、鉛混合物 等)

その他実施している項目(作業環境測定士以外の方も実施可能)

屋内作業場の等価騒音、輻射熱、照度、局所排気装置の簡易定期検査 等

申込書送付先:(一社)筑西労働基準協会事務局(FAX:0296-24-9303)

表2、ご依頼内容及び諸条件

	見積りのみ希望	過去の測定状況(有・無)
	見積り希望(測定実施前提)	

表3、事業所様名称及び所在地等

事業所名			
所在地	〒		
ご担当者様 部署氏名			
TEL		FAX	

表4、お見積または測定を希望される対象物質

		特記事項
	粉じん	
	特定化学物質	
	有機溶剤	
	鉛	
	等価騒音	
	その他	

注)後日、(一財)全日本労働福祉協会 茨城県支部よりご担当者様へお電話致します。お電話のみでのお見積をご希望される場合は、具体的な内容を伺いますので下記について事前にお調べいただくことで話がスムーズになります。

- ①作業内容(鋳物、メッキ、塗装 等)
- ②取り扱い物質詳細(研磨材、クロム、トルエン、特別有機溶剤の有無 等)
- ③希望される作業場所の数と広さ(工場の場合は作業区域、研究所の場合は1部屋として)
- ④作業場名(第一工場研磨作業場、製造1課、第1塗装ブース 等)

以上